

社長のための勉強

令和4年12月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

どうなるインボイス制度の緩和措置

2023年10月に始まるインボイス制度で、免税事業者であるフリーランスや小規模事業者は課税事業者となって消費税を納めるか、取引打ち切りのリスクを受入れ免税事業者を継続するかを選択することになります。

そのような事情等を考慮して、政府与党が税負担を和らげる激変緩和措置の導入を検討しています。

概要案は、「小規模事業者からの少額取引について、インボイスなしで控除を受けられるようにする。」というものです。

現時点では詳細は未確定のため、動向を見ながら自社にどのような影響があるのか確認し対応していく準備が必要です。

これから税制調査会で詳細を詰めて、12月中旬に公表される2023年度の税制改正大綱に盛り込まれる予定です。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください